

2014年12月5日

2014年12月定例会 代表質問

民主党・県政クラブの田辺一城です。本会議で会派を代表しての質問の機会をいただき、深く感謝を申し上げます。

早速、本県が抱える様々な課題の解決に向け、いかに取り組んでいくのか、知事、教育長、警察本部長に順次質問いたします。わが会派の総力を挙げて質問を構成していますので、県政の前進につながる真摯な答弁を求めます。よろしく願いいたします。

※おことわり…以下、田辺自身の発言は質問のために手元に準備した原稿を基本に構成しているため、「ですます調」になっています。一方、知事、教育長、警察本部長の答弁は、録画映像から答弁を聞き起こすなどし、まとめました。「ですます調」になっていない部分が多くなっていますが、実際の答弁は全て「ですます調」です。ご承知おきください。

【質問＝田辺一城】

◎県政推進の基本姿勢について

1. 今年度の税収見通しと財政改革推進プラン

はじめに、2014年度の税収見通しと、財政改革推進プランについてお聞きします。

本県のこれまでの財政健全化の取り組みは、1997年度から2011年度の間、「人件費の抑制」「事務事業の見直し」「社会保障費の増加の抑制」「税の収入未済対策の強化や未利用県有地の売却などによる財政収入の確保」を柱として、4次にわたり財政改革に取り組んできました。しかし、三位一体改革の名のもとに地方交付税の大幅な削減や、景気悪化に伴う県税収入の急激な落ち込みなどにより、財源不足の解消には至っていません。

2012年度以降も「行政改革大綱」の柱の一つに歳入・歳出の改革を掲げ、引き続き財政の健全化に取り組んできました。

しかし、2014年度当初予算では、県税は堅調な伸びを見込んでいるものの、地方交付税の減額や社会保障費、公債費の増額等により、「財政改革推進プ

ラン」に基づく新たな改革措置額135億円を実施しても、なお46億円の財源不足が見込まれ、これまで同様に財政調整基金等三基金の取り崩しにより補填されています。

こうした厳しい財政状況が続く中、必要な行政サービスを展開していくための財源確保は極めて重要な課題であり、引き続き歳入・歳出の改革に取り組んでいく必要があります。そこで、2014年度の税収見通しと財政改革推進プランについて、2点、知事にお聞きします。

1点目は、2014年度税収の見通しについてです。当初予算では、昨年度からの景気回復の動きにより法人二税が堅調であるとし、地方消費税率の引上げなど税制改正の影響等も見込んだ上で、5287億円を計上しています。そこで、今年度の主要税目の税収見込みと、来年度の税収見通しについてお尋ねします。

2点目は、今年度から始まった財政改革推進プランについてです。このプランの改革の方針では、計画期間の終了年度である2016年度までに、財政調整基金等三基金の取り崩しに頼らない財政運営を実現すること、安全・安心で豊かな県民生活を実現し、活力ある地域社会を構築するために必要な社会資本整備を着実に進める一方、通常債残高を毎年度確実に減少させ、その結果、2016年度末における通常債残高を2012年度に比べ550億円程度圧縮するとしています。そして、今回も改革の中心は県職員の給与や定数を削減することになっています。我が会派は、こうした財政改革の手法はすでに限界にきていると考えています。そこで、今後、このような人件費削減に頼らない財政改革が必要と考えますが、知事の考えをお尋ねします。

2. 福岡・北九州両空港の一体的運営ビジョン

続いて、福岡・北九州両空港の一体的運営ビジョンについて、知事にお聞きします。

さる11月20日、知事は「福岡県の空港の将来構想」を明らかにしました。その内容は、両空港の役割分担と相互補完を進めるために、福岡空港の発着枠を超える就航希望会社を北九州空港に誘導する計画や、空港利用者の増加を図るため、福岡都市圏と北九州空港の間にリムジンバスを導入する計画、さらには利用者の都合による航空券の変更が可能となる両空港のマルチエアポート化の推進計画などです。我が会派の主張である福岡・北九州両空港の一体的運営については、福岡空港と北九州空港の役割分担と相互補完という形で、この将来構想に反映されたところでした。同時に知事はこの日、福岡空港の民間委託に同意する意向を表明されました。

そこで、福岡・北九州両空港の一体的運営ビジョンについて、知事に3点、お聞きします。

1点目は、「福岡県の空港の将来構想」の早期実現についてです。

我が会派は、この将来構想は福岡空港と北九州空港の役割分担と相互補完という明確な目的があり、両空港の一体的な運営が将来期待されるものと評価しています。そこで、この構想を具体的に実現していくために、「福岡県の空港の将来構想」の実施計画は、どのような手順でいつ頃までに策定されるのかお尋ねします。

2点目は、福岡空港の民間委託についてです。先に述べたように知事は、国が管理する福岡空港の民間委託に同意する意向を表明しました。国は、民間委託による運営権の売却益を滑走路増設費用に充てる計画で、増設の実現性が高まるとしています。そこで今後、民営化はいつ頃からどのような手順で行われるのかお尋ねします。さらに、福岡空港運営検討協議会が10月までに地元意見を集約し、知事に報告した「福岡空港の民間委託について」では、民間委託の課題と対応について借地料や環境対策、福岡県の空港の将来構想の実現に係る協力についてなど、国の責任として10の条件が示されていますが、これらの条件はどのようにして担保されるのか、知事にお尋ねします。

3点目は、福岡空港と北九州空港のさらなる一体的運営についてです。今回報告された「福岡空港の民間委託について」に基づき、福岡空港が民間委託されることによって、「福岡県の空港の将来構想」の見直しの必要はないのか、お尋ねします。また、構想の中で示された、福岡空港の発着枠を超える就航希望会社を北九州空港に誘導する計画など、民間委託される福岡空港と国が管理する北九州空港という運営形態の異なる空港の間で、このような路線の誘導計画が実現可能なのか、お尋ねします。

3. 原子力災害広域避難計画

次に、原子力災害広域避難計画についてお聞きします。

この計画を策定するにあたり本年6月議会において、知事に福岡・佐賀・長崎三県が4月30日に公表した玄海原発の災害発生時の避難シミュレーションについて質したところです。我が会派は、段階的避難も、4割が自主避難する前提も、三十キロ圏外の住民の屋内退避も、全てが非現実的であり、要介護者や高齢者の避難体制と除染体制を想定に入っていないシミュレーションはあり得ないと指摘したところです。これらの質問に対して、知事は「万が一の事故が発生したときに、被害を最小限にするという観点から、三十キロ外の人とも一斉に避難すると、避難の必要性の高い重点区域内の方々の円滑な避難が妨

げられ、無用の被曝また被害の拡大につながり、一斉にみんなが動き出すと、交通渋滞、交通事故といろんな二次災害も発生するおそれがある。」と、段階方式による避難の考え方を変えませんでした。しかし、知事は同時に「今ある広域避難計画の内容を検証し、必要に応じて見直しをし、実効性を高めていく」と答弁されたところです。

そこで、今後の原子力災害広域避難計画について、知事に2点、お聞きします。

1点目は、原子力災害広域避難計画の内容の検証と必要に応じての見直し作業についてです。川内（せんだい）原発がある鹿児島県では、30キロ圏内の9つの市と町が作成した避難計画は、住民への説明会で実効性が乏しいことが問題となりました。そこで、国が鹿児島県や周辺自治体と共同で、「川内地域の緊急時対応」を取りまとめたところですが、この中で新たに示された点があるのか、あるのなら、本県としてどのように対応したのか、お尋ねします。また我が会派が6月議会で質問して以降、この間、本県の広域避難計画の実効性を高めるため計画の見直しに取り組みられたのか、お尋ねします。

2点目は、原子力発電所の再稼働にあたっての自治体の同意についてです。このことについて、知事は先の決算特別委員会において我が会派の川崎俊丸議員の質問に対して、自治体の同意は法令上、特に定めがないことを明らかにし、再稼働の同意を得る自治体の範囲として「国が一律に言うことではない」との国の考えを示されました。その上で、「まずは立地自治体の意向、これが何よりも尊重されるべき」と考えを明らかにされています。我が会派は玄海原発の再稼働にあたっては、立地自治体としての佐賀県の意向が最優先に尊重されるのは当然であります。その上で隣接自治体としての本県の意向も十分に反映されるべきと考えます。知事が福岡市長、糸島市長と共に九州電力と2012年4月に締結した「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書」は、緊急時の情報連絡が中心となっており、再稼働については触れられていません。そこで、今後、玄海原発の再稼働にあたって九州電力とどのように協議していくのかお尋ねいたします。

4. 産業廃棄物行政の推進

次に、産業廃棄物行政の推進についてお聞きします。

我が会派はこの間、飯塚市内住（ないじゅ）の産業廃棄物処分場問題をはじめとして、本県の産業廃棄物行政のあり方を質してきました。これまでの我が会派の質問に対し、知事は県民幸福度日本一の福岡県を実現するため、県政課題の負の部分は改善、解消すると明言され、「産業廃棄物対策は、県民の安全・

安心を確保し、生活環境を守る上で極めて大事である」「不適正処理により問題長期化の廃棄物事案や飯塚市最終処分場の問題があった」「住民との意思疎通が不十分であった」と述べられ、産業廃棄物行政の適性化に尽力することを表明されました。我が会派は、前の知事までの本県の産業廃棄物行政を大転換し、産業廃棄物行政の適性化に努める姿勢を大いに評価するものです。

そこで、現在の本県の具体的な産業廃棄物行政の取り組みについて、知事に3点お聞きします。

1点目は、産業廃棄物の適正処理についてです。昨年度から新規重点事業として、県内の安定型処分場の5年ごとの更新時に合わせて、現地を無作為で掘削調査することになりました。この事業では、現在稼働中の19の処分場が定期掘削調査の対象となり、4つの処分場で掘削調査が行われました。そのうち1つの処分場で木くずなどの安定5品目以外の産廃が確認されました。しかし、今回のように安定5品目以外の産廃が発見された場合、それらを、撤去することは当然のことながら、その処分場では他にも安定5品目以外の産廃が埋められている可能性が高いと推測されます。そこで我が会派は、さらに無作為で選定した場所を掘削し、調査する必要があると思いますが、知事の考えをお尋ねします。また、無作為調査で安定5品目以外の産廃が発見された場合、それらの産廃を撤去するだけで、当該業者に対し、業の許可の取り消しを含めペナルティを科さなくてもいいのか、お尋ねします。

あわせて我が会派は、この無作為の掘削調査の実効性を担保するためには予告なしで行うべきと考えます。そこで、調査内容と調査方法はどのようなものなのか、予告なしで調査を行っているのか、具体的にお尋ねします。

2点目は、問題の解消に長期間を要している廃棄物事案への取り組みについてです。昨年度から廃棄物適正処理推進室を設置して、これらの事案の改善に取り組んでいます。現在どのような事案に取り組んでいるのか、また、進捗状況はどうなっているのかお尋ねします。

3点目は、飯塚市内住の産業廃棄物処分場問題についてです。この処分場では、2014年3月10日から行政代執行が始まったところです。そこで、本県としてどのような工事が行われ、行政代執行の3年7か月程度の見込みは予定通りに進んでいるのか、いわゆる生活環境保全上の支障の除去について、調査専門委員会の結論は出たのか、お尋ねします。出ていないのなら、いつまでに結論を出すのか、お尋ねします。また、飯塚市内住の産業廃棄物処分場のほかにも、現在、本県との間で訴訟が生じている処分場はあるのか、お尋ねします。さらに、いわゆる業者の捨て逃げ、捨て得を許さないため、今後、こうした違法な操業を行った業者へどのような対策を講じるのか、お尋ねします。

【答弁＝小川洋知事】

(問 平成26年度県税収入見通しについて)

まず法人二税は26年度の4月から10月までの実績額を25年度の同時期と比較すると107・5%となっており、25年度決算額と比較した当初予算の伸長率103・2%を上回っている。

地方消費税については、平成26年度の4月から10月までの実績額を25年度の同時期と比較すると、118・5%となっており、25年度決算額と比較した当初予算の伸長率115・5%を上回っている。

個人県民税については、平成26年度の4月から10月までの課税実績額を25年度の同時期と比較すると、100・7%と伸びているが、25年度決算額と比較した当初予算の伸長率101・5%を下回っている。

このような状況を踏まえ、県税収入全体を見ると、平成25年度決算額と比較した当初予算の伸長率103%を上回る103・5%であることから、当初予算は確保できると考えている。

平成27年度の県税収入については、今月中旬に実施する県内主要企業に対する申告見込額調査を踏まえるとともに、今後の景気動向、法人実効税率の見直しなどの税制改正による影響額、地方財政計画を勘案して算定してまいる。

(問 人件費削減に頼らない財政改革について)

財財政改革プランでは、人件費の抑制のほか、▽PDCAの徹底による事務事業の見直し▽医療費の適正化による社会保障費の増加の抑制▽公共土木施設の防災・減災、長寿命化などによる建設事業の重点化▽県税の確保対策の強化や未利用県有地の売却等による財政収入の確保——という五つの改革を進めている。将来に向けて持続可能な財政運営の実現するため、引き続き、歳入・歳出両面にわたる改革に取り組んでいく。

人件費の抑制についても、職員数の適正化にあたっては、事務事業の見直し、事務の効率化及びアウトソーシングにより業務自体の削減を進め、県として重点的に取り組む分野には職員を集中的に配置するなど、メリハリのある取り組みを進めてまいる。

給与制度の見直しにあっても、本県人事委員会の勧告、国家公務員の改正動向を踏まえ、官民給与の均衡や職員の生活、士気への影響も考慮のうえ、適切に対応してまいる。

(問 「福岡県の空港の将来構想」について)

今回報告した将来構想については、両空港のあるべき姿を実現するため、す

でに着手した事業を含め、両空港で取り組むべき内容を示したものである。将来構想の実現には、空港の整備については国、路線就航については航空会社であるなど、様々な実施主体の取り組みや協力が不可欠である。

このため、県としては、将来構想の実現を図るため、関係実施主体への働きかけを強化するとともに、この将来構想に即して着実に前進、具体化させていく。

(問 福岡空港の民間委託の実施時期と手順について)

国において、市場調査等様々な調査が行われ、実施方針が策定され、その後、入札等の手続きということになると考えている。具体的な進め方、時期等については、国がこれから検討することになると承知している。

(問 福岡空港の民間委託に係る条件について)

この条件は、民間委託の意見を提出した際に、安全の確保を始め、借地・環境問題といった福岡空港特有の課題や地元の意見の反映等の課題について、国としての対応を求めたものである。国からは「地元で懸念されている課題については、しっかり対応する」とされたところである。今後この条件が実施方針などに反映されるよう、県として地域の立場から国としっかり協議・調整してまいる。

(問 「福岡県の空港の将来構想」の見直しについて)

今回の将来構想の策定にあたっては、運営主体にかかわらず、両空港が将来目指すべき姿を検討したところであり、現時点で将来構想の見直しは考えていない。

先日、国に表明した「福岡空港の民間委託に関する意見」では、運営権者は、地域が目指す路線誘致や路線の選択、福岡空港の発着枠を超える就航希望航空会社に対する、北九州空港への路線誘導等について、自治体と協議し、地域の方針に協力するように、としている。

こうした自治体との協議により、今後も増大する航空需要に対応するため、北九州空港への路線誘導が図られるよう運営権者に協力を求めている。

(問 「川内地域の緊急時対応」と原子力災害広域避難計画の見直しについて)

国、鹿児島県、関係市町で構成する川内地域ワーキングチームが取りまとめた「川内地域の緊急時対応」では、新たに▽施設敷地緊急事態が発生した場合、国が100人の職員をオフサイトセンター及び鹿児島県庁に派遣する▽国が避難に必要な食料・物資や放射線防護資機材などの集積・供給拠点を設置する――などの考え方が示された。

県では、避難に必要な食料等の集積・供給拠点については、福岡県内にも整備するよう国に求めているところである。

また、広域避難計画の実効性を高めるため、糸島市や関係機関と連携し、▽UPZ内における要援護者ごとの避難計画の策定▽学校・幼稚園・保育園ごとの原子力災害対応マニュアルの作成▽避難シミュレーション結果を踏まえた渋滞対策——などを進めているところである。

(問 原子力発電所の再稼働にあたっての自治体の同意について)

これについては議員も指摘したが、法令上、特に定めがなく、その仕組みは明確ではない。国は再稼働の同意を得る自治体の範囲として、「それぞれの自治体ごとに様々な事情がある。国が一律に言うことではない」との考え方を示している。玄海原子力発電所の再稼働については、まずは、立地自治体の意向が何より尊重されるべきものと考えている。

玄海原子力発電所で万が一、事故が発生した場合、住民の迅速かつ円滑な避難等が行われるよう、九州電力から迅速な情報連絡を受けることが非常に重要である。このような観点から、九州電力と安全協定を締結したものである。

この協定には、福島第一原子力発電所のような重大事故が発生した場合は、発電所から30キロを超える福岡市にも九州電力から直接連絡が入る仕組みを全国に先駆けて盛り込んでいる。県としては、引き続き、この協定を着実に運用していく考えであり、再稼働に当たっての事前同意を盛り込むような協定の改定は考えていない。

(問 安定型産業廃棄物処分場の定期掘削調査について)

昨年度の定期掘削調査で不適正処理が確認された1処分場に対しては、本県の立ち会いのもと、業者に処分場全体を掘削調査させた。

この業者に対するペナルティについては、県が調査した箇所以外では、安定5品目以外の廃棄物はほとんど見られなかった。県が実施した調査で確認された木くず等については、県の指導に従い適正に処理を行ったことから、許可取り消しは行っていない。

(問 定期掘削調査の方法や内容、予告について)

定期掘削調査の方法や内容については、調査初日に処分場内の任意の2カ所を決定し、おおむね10メートル四方を深さ3メートルまで掘削し、その廃棄物を目視で確認するとともに、組成分析調査を行っている。分析結果については、廃棄物や地質等の専門家で構成する専門委員会において評価を行っている。事前の通知については、調査に支障がないよう、搬入車両の調整や場内作業車両の移動を行ってもらう必要があることから、必要最低限の三日前に通知して

いる。しかし、掘削地点は通知していないため、実効性は担保されている。

(問 問題の解消に長期間を要している廃棄物事案への取り組みについて)

現在、重点的に取り組んでいるのは、措置命令や告発を行った株式会社ダイフクが処理を受託した廃棄物を篠栗町の事業場に大量に放置し、飛散流出のおそれがある事案の改善。この事案については、措置命令対象社に改善の履行能力がないため、廃棄物処理法に基づく排出事業者責任がある事業者に対して協力要請を行い、撤去を進めている。

これまでに事業者127社に、戸別訪問による協力要請を行い、すでに100社の協力を得ている。この協力を元に、事業場の屋外廃棄物の撤去を完了したところであり、現在、建屋内に放置された廃棄物の撤去を実施している。引き続き事業者への協力要請を行い、本年度中に飛散流出対策を完了する予定。

(問 行政代執行の進捗状況と支障除去について)

進捗状況については、今年7月末に雨水排水設備と揚水井戸の設置工事が完了し、現在、揚水井戸でのくみ上げによる地下滞留水の浄化対策とモニタリング調査を実施している。

支障除去については、鉛を含む廃棄物層の支障の恐れ除去工法について、現在、調査専門委員会で、今年度中を目途に結論が得られるよう審議を行っていただいている。

(問 違法な操業を行った業者への対策について)

不適正処理の防止にあたっては、日ごろの監視活動の中での「早期発見、早期対応」が重要であることから、全国で初めて安定型処分場の定期掘削調査を実施するなど、監視・指導の強化を図ったところ。

違法な操業を行った業者に対しては、廃棄物処理法に基づき、改善命令や措置命令の発出も含め、改善に向けて粘り強く指導してまいる。

改善命令や措置命令に従わない業者に対しては、許可の取消処分など法律を厳正に適用していく。その際、刑事告発も視野に対処してまいる。

【答弁＝環境部長】

(問 本件との間で訴訟が生じている産業廃棄物処分場について)

県には、まだ訴状が届いていないので詳細は不明であるが、さる11月28日付けで、住民の方から、嘉麻市の最終処分場の許可について、県に対する訴訟が提起されている。

【再質問＝田辺一城】

ご答弁いただきました。2つのテーマについて、再質問いたします。まず、福岡・北九州両空港の一体的運営ビジョンについて、知事に2点再質問します。

1点目は、福岡空港の民間委託の実施時期と手順について再質問します。知事が答弁された手順で今後、民間委託が進むとは思いますが、知事と福岡市長が11月20日、民間委託に同意の意向を表明する前から、民間委託に関して「福岡空港、2019年に民営化」などの報道と共に、今後のスケジュールまで明らかになっています。しかし、知事は答弁で「具体的な進め方、時期などについては、国がこれから検討することになると承知している」と、答弁されました。我が会派は、知事も、私たち県議会も知らないところで、すでに福岡空港の民間委託の具体的な進め方や実施時期が決定しているのではないかと危惧します。このことについてどのように考えているのか、再度、知事にお尋ねします。

2点目は、「民間委託される福岡空港と国が管理する北九州空港という運営形態の異なる空港の間で、路線の誘導が実現可能なのか」について、再度お聞きします。知事は、「福岡空港の民間委託に関する意見書」の内容を持ち出し、「自治体と協議し、地域の方針に協力するようとしている」と答弁されました。しかし、この「福岡空港の民間委託に関する意見書」は、あくまで意見であって、強制力がなく、どうやってその実効性を担保していくのか、再度、知事にお尋ねします。

とりわけ、知事が答弁された「北九州空港への路線誘導が図られるよう運営権者に協力を求めていく」としたことについても、再質問します。知事のこの答弁は非現実的ではないかと考えます。我が会派は、福岡空港の滑走路増設により、運営権者はさらに大きくなる処理容量の限界になるまで福岡空港に路線を誘導していくのが現実に対応ではないかと考えます。北九州空港への路線誘導は本当に実現可能なのか、知事に再質問します。

もう一つのテーマ、産業廃棄物行政の推進について、知事に再質問します。

安定型産業廃棄物処分場において、安定5品目以外の産廃が発見された場合、さらに無作為で選定した場所を掘削し、調査する必要があるとの質問に対し、知事は「本県の立会いのもと、業者に処分場を掘削調査させた」と答弁されました。処分場を掘削調査させる際、普通に考えると、「全体」となってくると思いますが、今回、不適正処理が確認された一つの処分場において、実際にどれくらいの面積を、どの程度の深さまで、どのような方法で調査したのか、知事に再質問します。

【再答弁＝小川洋知事】

お答え申し上げます。まず、福岡空港の民間委託の実施時期と、報道に絡めてのご質問でありました。

民間委託の実施時期等については、報道がなされたわけではあるが、私どもは全く聞いておりませんし、報道に接し、直ちに国に質したわけでございます。決まったものはない、とのことでございます。今後、国において、具体的な進め方、時期等について、検討することになると考えておりました、そのようにお答えさせていただいたわけでございます。

また、今後の実施時期等を決める場合にも、私ども地元と協議することになると考えております。

次に、民間委託に関わる私どもの条件の実効性の担保ですが、民間委託については、地域の実情を踏まえ、なされるとされておりますことから、意見を求められ、今回地元の意見として提出したわけです。当然、この意見は尊重されるべきものと私どもは考えておりました、国としてもしっかりと対応すると回答もいただいた。今後、具体的な内容について、地域の実情を踏まえて定める実行方針などをしっかり反映されるよう、国と協議、調整してまいります。

その中で、北九州空港への路線誘導についても、運営権者が福岡空港の発着枠を超える就航希望航空会社に対する北九州空港への路線誘導についても、自治体と協議をし、地域の方針に協力するよう、実現するよう、運営権者にしっかり働きかけ、協力を求めていきたいと考えています。また、国に対してもそういう要望をしていきたいと考えています。

それから、廃棄物の掘削調査の手法について、お尋ねがございました。

今回の不適正処理の木くずなどは50センチの所で確認されたことから、私ども県の立会いの下で、処分場全体の面積2100平方メートル、深さ1メートルから1.5メートル、量にして2000立米を超える廃棄物を掘削調査して、安定5品目以外の廃棄物が埋め立てられていないことを確認したところであります。

【再々質問＝田辺一城】

空港問題に関しましては、実効性の担保という問題を会派から提起をさせていただきました。知事のご答弁、国と協議をするという話もいただきましたが、やはりそれだけではなかなか不安な面も残りますので、しっかりとどうやって実効性を担保していくのかという方法については、引き続きご検討いただきました

いと思います。

産廃問題について、一点、もう一度質問させていただきます。今回、一つの処分場の例を細かくあげていただきましたけれども、今回、この2100平方メートルほどの規模の処分場でしたので、おそらく全体の調査ができたのだらうと思いますが、おそらく本県にはこれよりも大きな規模の処分場というものがあると思います。万一、今回のケースよりも大きな処分場においてこうした事例が発覚した場合に、どう対処していくのかという点について、再度お聞きします。

【再々答弁＝小川洋知事】

ご指摘のありましたような大規模な処分場における掘削調査の手法について、いま申し上げたようなその通りにはならないだろうというご指摘だと思います。それにつきましては、今まで私どもがやってきました当該大規模な処分場の埋め立て状況、あるいは私たちがやってきた定期掘削調査の結果等を勘案しながら、専門家の意見を聴きながら、再調査をどういう形でやっていくべきかをいろいろお諮りをし、決めていきたいと考えております。

【質問＝田辺一城】

前向きにご答弁いただき、ありがとうございます。

この項の最後に、我が会派がこの間、質してきました飯塚市内住の産業廃棄物処分場問題についてです。当該産業廃棄物処分業者の責任者に対して、廃棄物の撤去などを求める措置命令に従わなかったとして、県は今年3月、産業廃棄物処理法違反の疑いで飯塚署に告発しました。この処分場問題については、我が会派のたびたびの指摘を受けてのこの間の県の取り組みと、今回の刑事告発に対し、心から敬意を表し、今後も成り行きを注視していきます。引き続き、よろしく願いいたします。

◎男女が共に働きやすい社会づくりについて

続いて、男女が共に働きやすい社会づくりについてお聞きします。

ダボス会議を主催するシンクタンク「世界経済フォーラム」は、さる10月28日に2014年の各国男女平等度ランキングを発表しました。日本の総合

順位は142ヶ国中104位の結果で、低位となっています。また、我が会派は昨年8月、スイス・ジュネーブの国際労働機関（ILO）本部を訪問し、男女平等の観点からも意見交換を行いました。国際的に日本が遅れを取っている様々な課題について強く指摘を受けたところです。

一方、政府は女性の活躍を推進するために、2020年までにあらゆる分野で指導的地位の3割以上を女性にする目標を掲げています。その目標達成を後押しする女性活躍推進法案が、臨時国会の会期末である11月30日までに成立する見通しでしたが、衆議院が解散したため、審議未了・廃案となりました。成立していれば、従業員301人以上の企業の経営者に対して、新規採用者や管理職の女性比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況を把握・分析させ、女性の活躍に向けた取り組みを行動計画にまとめ、公表することを義務付け、女性の活躍を後押しする法案となるはずでした。

そこで、本県の男女が共に働きやすい社会づくりについて知事並びに教育長に7点お聞きします。

1点目は、ダボス会議が発表した各国男女平等度ランキングについてです。日本は平均寿命1位、識字率の男女平等1位、初等・中等教育1位など、健康医療や教育の機会均等などでトップであるものの、女性の大学進学率105位、国会議員の女性比率126位、女性の昇進112位、労働参加の男女平等83位と低位であり、このようなアンバランスな順位の結果、総合順位が低迷しています。このように国内の男女平等度ランキングが他国と比較して低迷していることについて、どのように受けとめているのか、知事にその所見をお尋ねします。

2点目は、男女が共に働きやすい環境づくりについてです。結婚や出産、子育てと人生において、いろいろなステージを経験する可能性がある女性にとって、職場の雰囲気が高く、労働時間が適正で融通がきくなど、女性が働きやすい職場は、男性にとってもより働きやすい職場と言えます。育児休業制度が1992年4月1日から施行され、本県ではその年度末までに育児休業についての就業規則を定めた30人以上の事業所が38.4%、実際に育児休業を従業員が一人でも取得した事業所は11.4%でした。そこで、女性の育児休業の取得率はどの程度上がったのか、今後さらに取得率を上げるために県はどのような役割を担っていくのか、知事にお尋ねします。

3点目は、男性の育児休業取得の促進、並びに配偶者の出産補助休暇制度についてです。我が会派は、先ほど述べた育児休業を男性が取得することは、より子育てしやすい職場環境を生み出すと考えます。そこで、使用者は育児・介護休業法に基づき、子どもが満1歳の誕生日前日まで休業できる育児休業制度の導入が義務付けられていますが、30人以上の事業所で男性の育児休業取得率は、現在どのようになっているのか、知事にお尋ねします。

また、男性従業員の育児休業を推進するには、公務員が率先垂範することが大事です。そこで、2013年の出先を含めた知事部局における男性職員の育児休業取得状況と、今後さらに取得率をあげる手立てについて、知事にお尋ねします。同様に県立学校を含めた県教育委員会の男性教職員について教育長にお尋ねします。併せて、市町村において公立小中学校の教職員の育児休業取得率向上に向けて、県教育委員会としてどのような支援を行っていくのか、教育長にお尋ねします。

次に、配偶者の出産補助休暇制度についてです。この制度は公務員には、すでに1965年から導入され、民間でも同時期から制度を導入している企業が見られます。そこで、現在の出産補助休暇制度の民間での導入状況と取得状況を知事にお聞きし、公務員の取得率について、知事並びに教育長にお尋ねします。

4点目は、男性が育児休業を取得した事業主に対する奨励金の支給についてです。佐賀県では、本県同様に男性の育児休業取得率が低いことから、「結婚したい」「子どもがほしい」と思う県民を応援する「しあわせいっぱいプロジェクト」に取り組み、昨年2013年8月1日から、男性が育児休業を取得した事業主に対して、奨励金を支給する「子育てパパの応援企業奨励金事業」を開始しています。奨励金の支給対象となるのは、佐賀県内の事業所で就業規則に育児休業を規定し、さが子育て応援事業所に登録されていることです。男性が育児休業を取得した場合、奨励金支給額は育児休業が5日以上2週間未満で10万円、2週間以上1カ月未満で15万円、1カ月以上3カ月未満で20万円、最大が3カ月以上で25万円支給され、1事業主が申請できる人数に上限はありません。同様の奨励金制度は、全国に広がりつつあり、秋田、山形、滋賀、広島各県ですでに導入してします。そこで、本県でも男性の育児休業の取得率を高めるため、このような制度を導入すべきと考えますが、知事の考えをお尋ねします。

5点目は、本県の「子育て応援宣言企業」登録制度についてです。この制度は、男女従業員の子育てを支援するための、具体的な取り組みを企業・事業所のトップが宣言し、県が登録する制度です。11月26日現在で4,960社が登録され、本県のホームページで日々、登録数が増えているのがわかります。しかし、我が会派は、登録数の増加のみが目的化してしまい、制度の趣旨が浸透しているのか懸念します。そこで、この子育て応援宣言の登録企業において、例えば子育て応援のためにどのような取り組みが進んでいるのか、登録企業4,960社は未登録のその他企業に比べて、男女の育児休業の取得率など、ワーク・ライフ・バランスの観点から、どのような効果が現れているのか、知事にお尋ねします。

6点目は、介護休暇についてです。要介護状態の家族の日常的な介護のため

に、年休や欠勤などで対応している従業員が多いことから、育児・介護休業法が改正され、2010年6月30日から介護休暇制度が新設されました。そこで現在、30人以上の事業所で実際に介護休暇を必要とする従業員で、どれくらい介護休暇を取っているのか、知事にお尋ねします。また、育児・介護休業法の改正により、同時に所定労働時間の短縮措置制度も導入されました。この制度は介護休暇を取得せずに介護している従業員に対して、事業主は1日原則6時間だけ働く短時間勤務制度や、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げなどの措置を講じなければならない制度です。そこで現在、県内の30人以上の事業所でこの所定労働時間の短時間措置制度を利用している従業員は、どれくらいいるのか、その現状をどのように評価しているのか、知事にお尋ねします。

7点目は、在宅勤務の導入についてです。佐賀県では、行政の率先した行動で多様な働き方の導入を促し、子育てや介護ができる働き方を進めるため、2013年度から、管理職や希望職員を対象にテレワークを導入しています。在宅勤務のほか、自宅近くの総合庁舎でのサテライト勤務や、タブレット端末による現場でのモバイルワークといった3形態の働き方の試行期間を経て、今年度の当初予算に1.9億円を計上し、この10月から全職員を対象に本格実施しています。そこで、ICTの技術革新により多様な働き方の可能性が広がっている中、本県の民間事業所の在宅勤務の状況について知事にお尋ねします。さらに、本県の行政機関での多様な働き方として、在宅勤務、サテライト勤務、モバイルワークなどの導入を検討すべきと考えますが、知事のお考えをお尋ねします。

【答弁＝小川洋知事】

(問 世界経済フォーラムが発表した各国男女平等度ランキングについて)

現在、国において女性の活躍に向けた積極的な取り組みが進められている中、我が国が世界経済フォーラムによる各国男女平等度ランキングにおいて104位という、国際的に見ても低い水準にあることは大変残念に思う。

このランキングは、各国の男女格差を指標化したもので、日本が「経済」「政治」の分野において順位が低いのは、国会議員や企業の管理職等、政策方針決定過程への女性の参画が進んでいないことがその要因としてあげられる。

我が国が活力にあふれ持続的に発展していくためには、女性があらゆる分野において政策方針決定の場に参画し、その意見や感性を積極的に反映させることが重要であり、女性が活躍できる社会作りにむけて引き続き取り組みを強化していく必要があると考える。

(問 本県の女性の育児休業取得率と県の役割について)

福岡県の女性の育児休業取得率はこの10年間で12・9ポイント上昇し、平成25年度には全国平均の91・1%を上回る92・2%になったところ。

県が進めてきた「子育て応援宣言企業」における育児休業取得率は96・2%と県内企業の平均を大きく上回っている。

県としては、県内企業の育児休業取得率がさらに向上するよう、「子育て応援宣言企業」に係る総合計画での目標6000社の1日も早い実現と、宣言企業の効果的な取り組みの普及を図ってまいらる。

(問 民間企業における男性の育児休業取得率と配偶者出産休暇制度の導入状況について)

県の平成25年度の調査によると、本県の民間企業の男性育児取得率は0・6%に止まっている。

一方、配偶者出産休暇制度については、平成23年度の国の全国調査では、従業員5人以上の企業のうち、制度導入企業は3年間で11・1ポイント増加し、46・8%。また、導入企業において、配偶者が出産した男性従業員のうち、実際に制度を利用した方は52・9%。

(問 知事部局の男性職員の育児休業及び出産補助休暇の取得状況と取得率をあげる手立てについて)

配偶者の出産に伴って、平成25年度中に育児休業を取得した男性職員は4名、取得率は3・1%。民間事業所の0・6%と比べ高い比率となっている。一方、出産補助休暇の取得者は、123名、取得率は94%と民間事業所と比べ高い数値となっている。

本県では、次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主としての行動計画を策定し、特に男性職員の育児参加を促進する観点から、子どもが生まれる男性職員全員が、上司とともに「父親の育児参加支援プログラム」を策定すること、出産時等に出産補助休暇等を5日以上取得すること、男性職員の育児休業等の取得率を5%以上とすることの3つの目標を掲げ、仕事と子育ての両立支援に取り組んでいるところ。

今後ともリーフレットや庁内ウェブ等により、出産や育児に関して男性職員が取得できる休暇や休業制度の周知を図るとともに、研修等を通じて管理職をはじめとする職員全体の意識を高めていくことにより、男性職員が休暇を取得しやすい職場環境づくりを進め、育児休業等の取得率向上につなげていきたいと考えている。

(問 男性が育児休業を取得した場合の事業主に対する奨励金の支給について)

男性従業員対象の調査では、育児休業制度を利用したくない理由として、「職場に迷惑がかかる」「育児休業を取れるような雰囲気ではない」がそれぞれ49・2%、26・2%と上位を占めている。

男性の育児休業取得促進のためには、職場の意識改革が何よりも重要と考えている。このため、「子育て応援宣言企業」の登録更新時などの機会をとらえ、男性の育児休業取得を促進する具体的な取り組みを宣言企業に働きかけるほか、今年度から新たに、父親の家事・育児参加を促すイクメン講座や、部下の育児と家事の両立を支援する経営者や管理職を増やすためのイクボス講座を開催したところ。

事業主に対しては、国により、育児休業の取得と職場復帰を促進する助成金制度が設けられている。県としては、まずはこうした制度の周知と利用促進を図るとともに、実際に制度が利用できる職場環境づくりを総合的に進めることで、男性の育児休業取得を促進していく考え。

(問 「子育て応援宣言企業」の取り組みと、その効果について)

県では、これまでも宣言企業の登録拡大に加え、2年ごとの登録更新の際に宣言内容の取り組み状況をチェックするほか、優良企業の表彰、実戦事例集の作成、配布などにより、質と量の両面から制度の拡充に取り組んできた。宣言企業においては、育児休業関連規定の社内報等による周知、学校行事参加ための特別休暇や子どもの看護休暇制度の創設、短時間勤務制度の導入など、従業員の状況に応じたきめ細かな取り組みが広がってきたところ。従業員からは「この制度のおかげで子育てをしながら仕事が続けられた」「仕事と家庭の両立に対する社内の理解が深まった」「従業員同士の思いやりが生まれた」といった声も数多く寄せられている。

昨年度の宣言企業に勤める女性の育児休業取得者は951人、取得率は96・2%と、県内企業平均の92・2%を大きく上回る。一方で、男性の育児休業取得者は61人に止まっており、この面での取り組みを強化していく必要があると考えている。

(問 介護休暇制度と所定労働時間短縮措置制度の利用状況及びその評価について)

平成25年度の県の調査では、従業員数30人以上の民間事業所のうち、介護休暇を取得した従業員がいる事業所は10・8%となり、3年前の2倍以上に拡大。

短縮制度については、国による全国ベースの調査しかないが、従業員数5人以上の民間事業所のうち、制度導入事業所が全体の53・9%、そのうち実際に制度を利用した従業員がいる事業所は1・9%。

高齢化が進み、職場の中核人材が親の介護に直面する場面が今後さらに増えると考えられ、労働時間短縮制度の役割は今後ますます重要になる。

県としては、企業向け研集会の開催や、優良事例集の作成・配布などにより、労働時間短縮制度の仕組みとその効果について広く周知を図り、制度導入企業と実際に利用できる職場をひとつでも増やしていく考え。

(問 本県の民間事業所の在宅勤務の状況について)

平成25年度の総務省の調査では、県別の内訳はないが、九州・沖縄の在宅勤務制度導入企業は0.6%に止まり、全国の1.9%と比べて低い数値。

一方で、子育て応援宣言企業約5000社のうち106社、2.1%の企業が在宅勤務制度を導入。また、宣言企業に対するアンケート調査では、約7%が今後、在宅勤務などのテレワークの導入に取り組みたいと回答。仕事と家庭の両立支援に積極的な企業は、在宅勤務制度の導入にも前向きと考えられる。

(問 在宅勤務等の検討状況について)

テレワークの公務への導入については、現在、先行実施県の状況について調査を行っている。それによれば、まず、どのような業務がテレワークになじむのかという職務内容、勤務時間や職務専念義務などの人事管理上の課題のほか、個人情報を含む行政情報の管理のあり方、テレワークに適さない職域に勤務する他の職員との平等取り扱いの問題など業務運営上の課題がある。

また、自宅等実際に勤務する場所のIT環境の整備が必要。また、公文書等の電子化による徹底したペーパーレス化といった条件整備に伴う費用とそこから得られる効果といった問題も検討していかなければならない。

19府省等でテレワークを導入している国においては利用率が0.1%以下と低迷している。このため、制度面、ITシステム面の現状等を踏まえ、必要な取り組みを計画的に進めていくためのロードマップを今年度中に策定することとしている。

本県としては、今度とも先行実施県における実施状況、その効果、国の動向も見極めながら、テレワーク導入の可能性について、引き続き研究していきたいと考えている。

【答弁＝城戸秀明教育長】

(問 県立学校を含めた県教委の男性教職員の育児休業及び出産補助休暇の取得状況と取得率を上げる手立て、並びに公立小中学校の教職員の育児休業取得率向上に向けた支援について)

平成25年度の男性教職員の育児休業取得者は2名、取得率は約2%である。一方、出産補助休暇の取得者は108名、取得率は約89%となっている。

県教委においても、行動計画を策定し「父親の育児参加支援プログラム」の作成、出産補助休暇等の取得5日以上、育児休業取得率5%以上という目標を掲げ、仕事と子育ての両立支援に取り組んでいる。今後とも引き続き、リーフレット等により、休暇や休業制度の周知を図るとともに、職場研修を通じて管理職をはじめとする教職員全体の意識を高めることで、男性教職員が休暇を取得しやすい職場環境づくりを進め、育児休業等の取得率向上につなげてまいり。また、市町村教委に対しても、公立小中学校の教職員の仕事と子育ての両立に向けて、休暇等の制度や県教委の取り組みを周知してまいり。

【再質問＝田辺一城】

男女が共に働きやすい社会づくりについて、知事に一点、再質問いたします。

本県の「子育て応援宣言企業」は、未登録のその他の企業に比べ、ワーク・ライフ・バランスの観点から、どのような効果が表れているのかとの質問に対して、知事は、宣言企業における女性の育児休業取得については、具体的な取得者数と取得率をもって効果が表れていることを明らかにされました。しかし一方で、男性の育児休業の取得については、宣言企業における取得者の数61名を示すだけの答弁になっています。今回質問させていただいているのも、男性の育児休業をどうやって取得促進していくかということです。ですので、男性の育児休業も「子育て応援宣言企業」と未登録の企業との比較で、その効果をしっかり検証できるようにしていくべきと考えます。そこで、今後、このような比較調査を行う考えべきと考えますが、知事にその考えはあるのか、再質問します。

【再答弁＝小川洋知事】

子育て応援宣言企業における男性の育児休業取得率、それに関する調査についてお尋ねがございました。私ども、この子育て応援宣言企業を開始したのは11年前。その当時の状況を思い出しますと、女性が育児休業をとることさえ、非常に難しい職場の雰囲気、そういった時期だった。こうした意識を変えるために、県では全国に先駆けてこの制度を始めたわけですが、女性の育児休業が取れないというのがスタートだったので、女性の育児休業取得率の向上に着目し、これを裏付ける調査を進めてきたというのが実態です。その後、

女性の継続就業のためには、男性自身、育児参加が重要になっております。そういう観点から、宣言企業に対し、男性の育児休業の取得促進のための取り組みを働きかけるようにしたわけです。男性の育児休業取得率を算定していくためには、その分母となります「配偶者が出産した男性従業員の数」をまず把握しなければなりません。中小企業が大半を占める宣言企業の事務負担を考えますと、育児休業取得者の実際の把握はなかなか難しいのではないかとということで、今までそれをやってきてなかったわけでありました。しかしながら、先ほど申し上げましたように、男性の育児休業というのは、これからの女性の就業を続けていく上でも、非常に重要な対応でございますので、ご指摘の（男性の育児休業の）取得率が把握できるように、企業の事務負担を考慮しながら、どういう仕方で調査したらいいのかというのを検討させていただきたいと思っております。

【質問＝田辺一城】

ぜひ、その検討を進めていただけたらと思います。

◎教育問題について

1. 35人以下学級の維持・拡大

続いて、現在、全国の公立小学校1年生に導入されている35人以下学級の維持・拡大についてお聞きします。

文部科学省は、教職員指導体制の整備のため、来年度からの新たな方針として定数改善10カ年計画を打ち出しています。しかし、この計画は、公立小学校1年生の35人以下学級の継続を前提としているものの、小学校2年生以上に35人以下学級を拡大する方針は入っていません。その目的は、小中学校における授業改革などによる教育の質を向上させるため、学校が様々な教育課題への対応を迫られる中、教員が授業などの子どもへの指導に、より専念できるようにするため、教員に加えて多様な専門性を持つスタッフを配置し、各学校が一体となって教育力を最大化するため、10年間で3万1800人増の定数改善を実施するとしています。そもそもこの計画の前提である公立小学校1年生の35人以下学級は、民主党政権時の2011年度に、それまでの40人から35人に引き下げを実現した経緯があります。一方、この計画に基づけば、期間中の10年間に児童・生徒数は減少するとされ、それに伴い、教員定数は全国で4万700人の減少とされています。我が会派は、文部科学省が教職員

指導体制の整備のために打ち出した、定数改善10カ年計画よりも、教員定数の自然減で余剰がでた教員を小学校1年生に限らず、2年生以上の学年にも35人以下学級を拡大するために充て、公立小中学校の全ての学年で35人以下学級を実現すべきと考えます。

一方で、財務省は突然、2015年度予算編成で、公立小学校1年生を40人以下学級に戻す方針を明らかにしました。その理由として、いじめや不登校の解消などにつながっていないとして、歳出抑制の観点から元に戻す必要があるとしています。しかし我が会派は、来年度、小学校1年生が40人以下学級に戻されれば、これまで培ってきた少人数学級による行き届いた学校教育に支障が出ると危惧します。また、小学校1年生の35人以下学級を維持するため、国の歳出抑制を市町村が肩代わりすることにもなりかねません。

そこで、35人以下学級の維持・拡大について、教育長に3点、お尋ねします。

1点目は、これまでの本県における公立小学校1年生での35人以下学級の導入と、その成果についてです。2011年度から学校の現状を追認する形で始まった35人以下学級は、新学習指導要領の円滑な実施や、教育上の課題に適切に対応し、質の高い義務教育を実現することが目的でした。そこで35人以下学級の導入以来、この目的の達成と、小1プロブレムなど、どのような成果が上がってきたのか、教育長にお尋ねします。

また、市町村による加配教員の運用や独自財源措置で、小学校2年生以上の35人以下学級は、県内の市町村でどのくらい取り組まれているのか、また、どのような具体的な教育効果が出ているのか、教育長にお尋ねします。

2点目は、公立小中学校全ての学級に35人以下学級を導入することについてです。

秋田県では、国の導入よりも10年も前の2001年から、すでに小学校1年生と2年生に35人以下学級を導入し、2学級以上の学校では30人程度の学級としました。2014年度現在、小学校の1年生から4年生までと、中学校の全学年で35人以下学級を導入し、毎年、全国学力テストの成績で上位という結果が出ています。同様に、山形県では国の導入よりも9年前の2002年から、すでに小学校1年生に35人以下学級を導入し、2学級以上の学校では33人以下学級としました。2014年度現在、小学校と中学校の全学年で35人以下学級を実現させ、不登校や欠席率が低下するという成果が現れています。これらのことを考えると、我が会派は小学校1年生まで制度化されている35人以下学級を、2年生以上の学年にも拡大し、公立小中学校の全ての学年で35人以下学級を実現すべきと考えます。このことについて、教育長の考えをお尋ねします。

3点目は、財務省による2015年度から公立小学校1年生を40人以下学

級に戻す方針についてです。我が会派は、このような方針自体、論外と思っています。下村文部科学大臣も記者会見において、「きめ細やかな指導において35人以下学級が望ましい」としています。本県議会でも、先の9月定例会において、「教員定数の改善および義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書」を採択したばかりです。そこで、今回の公立小学校1年生を40人以下学級に戻す方針に対する、教育長の所見をお尋ねします。

2. 小中学校の統廃合問題

次に、小中学校の統廃合問題についてお聞きします。

文部科学省は人口減少を踏まえ、来年度から小中学校の統廃合を進めるため、「公立小中学校の統廃合の指針」を年内に見直し、全国に新たな指針を通知する方針です。現在の指針の柱は、通学範囲と学級数の2つで、このうち通学範囲の基準を見直しとしています。現在は、徒歩通学を前提とし小学校で4キロ以内、中学校で6キロ以内を基準としていますが、1956年以来58年ぶりの見直しとなる今回の内容は、これまでの徒歩での通学から、スクールバス等の交通機関の利用も想定し、通学時間を1時間以内としています。文部科学省は今回の指針見直しの理由として、少子化によって教育の質を確保する上で、すでに全国の小中学校の約半数が、現行の指針で定めた小学校1学年2学級から3学級、中学校は4学級から6学級の基準を下回っていることを挙げ、より広域で学校を再編出来るようにすることで、必要な子どもの数や学級数を維持できない学校に対応するとしています。

しかし我が会派は、小中学校の統廃合が機械的に進めば、へき地教育いわゆる山間・離島など生活が不便な場所での教育の機会が奪われたり、教員数の削減にともない教育力が低下する可能性があり、児童・生徒にとっては遠距離通学を余儀なくされ、そのしわ寄せがいくと懸念します。また、財政問題だけで校区の見直しと小中学校の統廃合が進められると、これまで学校が果たしてきた地域コミュニティーの弱体化につながりかねず、集落の人々のつながりが失われ、地域の衰退と過疎化が更に進むと考えます。

そこで、小中学校の統廃合問題について、教育長に3点、お聞きします。

1点目は、県内における小中学校の統廃合の実態についてです。2014年5月1日の学校基本調査によれば、本県には政令市を含め小学校が738校、中学校が338校あります。

本県では、1989年の中学校卒業生数7万7500人、いわゆる団塊ジュニア世代をピークに年々生徒数が減り続け、今年度の卒業予定者は4万7000人と3万人近くも減少しています。児童生徒数の減少が止まらない中、この

間、市町村でどのような議論が行われ、どのように小中学校の統廃合が進んだのか教育長にお尋ねします。

また、新たな「公立小中学校の統廃合の指針」が通知された場合、県内における小中学校の統廃合の対象校はいくつあるのか、お尋ねします。

2点目は、へき地教育についてです。小規模の小・中学校の校長らでつくる全国へき地教育研究連盟の伊井一雅（いい・かずまさ）会長は、香川県丸亀市立本島（ほんじま）中学校長でもあり、「学校は地域の核。ふるさとを大事に思う心を育む教育の原点が小規模校にある。費用対効果という企業的な概念で校区の範囲や地域の問題を決めるべきではない」と強調しています。一方、文部科学省はへき地いわゆる山間・離島などの小規模校の教育上の課題として、人間関係の固定化や多様な意見に触れることが困難であり、行事や部活動の制約などの課題があるため、校区の見直しを進めるとしています。そこで、これまでへき地教育が果たしてきた役割と評価、並びにこれからのへき地教育についての考えを教育長にお尋ねします。

3点目は、今後の小中学校の統廃合問題についてです。

これまで小中学校の統廃合の指針には強制力がなく、実際に統廃合するかは各市町村の判断でしたが、「公立小中学校の統廃合の指針」が年内に見直され、全国に新たな指針が通知されれば、再び小中学校の統廃合問題が生じます。その際、我が会派は地域の意思が小中学校の統廃合論議に十分に反映され、地域の合意形成を図るべきと考えます。そこで、それぞれの市町村において地域と学校が一体となって教育的観点から議論し、どういう指針が出ても市町村の判断で小中学校の統廃合の結論を出すべきと考えますが、教育長の考えをお尋ねします。

【答弁＝城戸秀明教育長】

（問 35人以下学級の成果について）

学習指導面においては、個別指導や繰り返し指導等のきめ細かな指導が充実するとともに、つまずきの早期発見と早期対応にもつながっているとの報告を受けている。

また、生活指導面においては、子どもたち一人一人に言葉かけをしたり、話を聞いたりする機会が増え、学習規律の確立や生活態度が落ち着くなど、小1プロブレムの解消等にもつながっているとの報告を受けている。

（問 公立小学校2年生以上の35人以下学級の取り組み状況について）

公立小学校2年生では、全ての市町村が35人以下学級を実施している。ま

た、小学校3年生以上のいずれかの学年で35人以下学級を実施しているのは、小学校56市町村、中学校では43市町村となっており、全ての学年で実施しているのは、小学校19市町村、中学校では12市町村となっている。

この取り組みによる教育効果については、学校現場からは、小学校1年生の場合を同様に、きめ細かな指導によって、学習意欲が高まったなどの効果が上がっていると聞いている。

(問 公立小学校2年生以上の35人以下学級の実現について)

現在、小学校2年生については全ての学校で少人数学級を実施している。また、その他の学年及び中学校についても、加配定数等を活用して少人数学級が実施できるよう、制度を弾力的に運用している。

今後も引き続き、市町村の判断によって、学校及び地域の実情に応じて、35人以下学級など柔軟な学級編成ができるように取り組んでまいる。

(問 公立小学校1年生を40人以下学級に戻す方針について)

全国的に定着した小学校1年生の35人以下学級については、学習意欲の高まりや生活態度が落ち着くなどの効果があると聞いており、数値のみでははかれない効果があるものと考える。

また、全国的に既に定着している小学校1年生の35人以下学級を40人以下に戻すことについては、学校現場に大きな混乱が生じることも懸念される。

このため、県教育委員会としては、公立小学校1年生の35人以下学級を堅持するとともに、教育効果を高めるため、他の学年も含めて、中長期的な定数改善を進めていく必要があると考えており、国に対して様々な機会をとらえて要望してまいる。

(問 小中学校の統合の進行状況及び新たな指針による統合対象校について)

小中学校の統合は、設置者である市町村の判断に基づき行われるものであり、そこでの議論については承知していないが、1989年度以降に行われた統合件数は、小学校で61件、中学校で14件である。

また、新たな指針の内容は確定しておらず、現時点で統合を検討する学校の数を把握することは困難である。なお、現行の指針では、学校規模は「概ね12学級ないし18学級」が標準とされており、これに満たない学校は、本県に分校を含め、小学校で325校、中学校で182校あり、これに通学距離なども加味しながら検討されることとなっている。

(問 へき地教育が果たしてきた役割等について)

毎年開催されている県の研究大会における事例発表によると、少人数という

利点を生かしたきめ細かな指導や地域の自然環境、伝統文化を生かした特色ある教育活動の成果が見られる一方で、児童生徒の人間関係が固定化しやすい、切磋琢磨の機会が少ないなどの課題も見られる。

今後のへき地教育については、へき地教育のよさや課題等を踏まえ、地域における適切な教育機会の提供の観点から、市町村においてよく検討する必要があると考える。

(問 小中学校の統合に関する考え方について)

小中学校の統合については、設置者である市町村が、国の指針を踏まえつつ、地域の実情や住民の意向に配慮しながら、主体的に判断し、実施するものと考えている。

【質問＝田辺一城】

◎警察問題について

1. 性暴力被害者支援の拡充と性犯罪の抑止

最後に、性暴力被害者支援の拡充と性犯罪の抑止についてお聞きします。

強かん、強制わいせつといった性犯罪の認知件数は、本県では近年500件前後で推移し、人口10万人あたりの発生件数が2010年から昨年まで、4年連続で全国ワースト2位と極めて憂慮すべき状況です。その一方で、犯人の検挙率は昨年が53.9%で全国平均を下回り、ここ数年50%前後と低迷しており、県民の安全を脅かす深刻な問題となっています。

そこで、さらなる性暴力被害者支援の拡充と性犯罪の抑止について、知事並びに警察本部長に2点お聞きします。

1点目は、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の体制強化についてです。

性犯罪は「魂の殺人」とも言われ、被害者は身体だけでなく心にも大きな傷を負ってしまい、被害者の心身の回復のために早期の支援が重要にもかかわらず、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の開設時間は現在、午前9時から夜の12時までとなっていて、被害が多く発生する深夜や早朝の時間に対応できていません。そこで、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において、専門知識と経験をもつ女性による24時間相談を受け付ける体制の整備が急務と考えますが、知事の見解をお尋ねします。

また、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」では、昨年の相談件数が月平

均30件強ですが、同様の取り組みをしている民間の大阪府の阪南中央病院では、24時間体制で月平均668件の相談を受け、医療機関として支援も充実しています。そこで、本県でも県内のどの地域においても医療的な支援が適切に受けられるよう、より多くの医療機関との連携が必要と考えますが、知事にその考えをお尋ねします。

なお、我が会派は、この「性暴力被害者支援センター・ふくおか」そのものが、県民にその存在自体が十分に知られていないと受け止めています。今後、県民の皆さんにこの支援センターそのものと、その役割をしっかりと浸透させるため、周知を徹底していただきたいと考えますが、知事の考えをお聞きします。

続いて、性犯罪の検挙率を高める取り組みについてです。本県では、2012年から県警運営指針に「性犯罪の抑止」が「三大重点目標」の一つに加えられています。しかしながら、性犯罪は当該年度を含め2年連続で人口10万人あたりの発生件数が全国ワースト2位を脱出できない状況が続いています。そこで、この状況を警察本部長はどのように受けとめているのか、お尋ねします。また、今後、検挙率を高めるための取り組みをどうするのか、警察本部長にお尋ねし、私の代表質問を終わります。ご清聴いただき、ありがとうございました。

【答弁＝小川洋知事】

(問 性暴力被害者支援センターの24時間相談体制の整備について)

県では、性暴力の被害に遭われた方々が安心して相談でき、医療面のケアを含めた必要な支援を迅速に受けていただけるよう、昨年7月に「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を開設した。

相談については、議員からご指摘があったように、現在、土日祝日も含め、午前9時から深夜0時までの間、常時2名の女性相談員が対応している。また、深夜0時以降は音声ガイダンスにより、午前9時以降に電話をいただくようご案内するとともに、緊急を要する場合は、警察へ通報するよう促している。

24時間相談体制の整備については、深夜等にも対応できる専門性を持った女性相談員の確保、育成といった課題がある。こうした課題も踏まえ、今後とも、本県の支援センターにおける相談の状況や内容を分析し、他県の支援センターの運営実態についても参考にしながら、検討していきたい。

(問 医療機関との連携強化について)

性暴力の被害に遭われた方々には、産婦人科医療をはじめとする医療面のケ

アを行うことが非常に重要である。このため、本県では、福岡県医師会と連携し、被害直後の心身の状態に配慮した診療等を行っていただく協力医療機関を病院等をお願いしているところ。支援センターでは、医療面でのケアが必要な被害者については、この協力医療機関に迅速につなぎ、被害回復のための支援を行ってきている。

協力医療機関については、昨年7月の開設当初は4医療機関でスタートした。今年度は、さらに9医療機関の協力を得て、計13医療機関に拡充したところである。

今後、被害に遭われた方々がより身近な地域で受診できるよう、県医師会と連携を図りながら、協力医療機関の拡充に努めていく。

(問 性暴力被害者支援センターの周知徹底)

これまで全戸配布の福岡県だより、テレビ、ラジオといった各種広報媒体で、広報に努めてきた。あわせて県や政令市のホームページへの掲載や、街頭キャンペーンを実施し、支援センターの存在の周知を図ってきた。加えて、被害が多くなる年齢層である女子高校生全てに対し、学校を通じ、相談専用電話を案内する携帯カード7万枚を配布したところ。さらに、今年度は高校、大学や住宅関係団体と連携を図り、性犯罪の被害の防止方法とあわせて、支援センターを紹介するリーフレットを直接、女性に届けることとしている。今後とも支援センターの存在、その役割を広く県民の皆様を知っていただくよう、工夫し、効果的な広報周知に努めてまいる。

【答弁＝樋口眞人・警察本部長】

(問 性犯罪の発生現状の認識について)

警察は現場において、一件一件の事件の被害者やそのご家族方に接する立場にございますが、私自身も過去に、被害者の涙や嗚咽に直接接触れる機会がございました。それだけに、性犯罪の認知件数が、福岡県内で依然として高水準で推移していることにつきまして、県警察本部長として重く受け止めております。

そこで、引き続き「性犯罪の抑止」を県警察の三大重点目標の一つに掲げて、「魂の殺人」とも言うべき性犯罪を一件でもなくさなければならないとの強い決意をもって組織一丸となった取り組みを進めてまいる所存。

(問 今後の取り組みについて)

県警では、警察本部に「性犯罪対策室」と「性犯罪に発展するおそれのある前兆事案の特別捜査班」を設置し、また警察署に性犯罪対策要員を増員するな

ど、検挙体制の強化を図るとともに、事件発生時には初動捜査を徹底し、迅速・的確な DNA 型鑑定をはじめとした科学捜査を推進するなどし、被疑者の検挙に努めている。

性犯罪の抑止と検挙の両面から効果が高い街頭防犯カメラの設置を促進するよう、自治体や地域団体等と連携した取り組みを推進している。

今後とも、性犯罪抑止のための啓発、関係機関との連携、情報発信の充実を図るとともに、被疑者の検挙に向けた取り組みを強力に進めていく。

【再登壇・要望＝田辺一城】

警察本部長におかれましては力強いご答弁をいただきました。しっかり取り組んでいただけたらと思います。

最後に、会派の総意として知事に要望させていただきます。

「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の体制強化として、24時間相談を受け付ける体制の整備について質問いたしましたが、知事は「深夜0時以降は、音声ガイダンスにより、午前9時以降に電話をいただくよう案内している」という状況を答弁されました。しかし、性暴力被害者の方は、やっとの思いで、すぐる気持ちで電話をかけているはずで、録音テープからの声の流れるだけだったら、どんな気持ちになるのか。そのことを考えると、24時間の相談体制は最低限必要と考えます。知事は答弁で「検討してまいりたい」とおっしゃっていただいておりますので、早急な24時間の相談体制の実現を強く要望いたします。代表質問を終わらせていただきます。ご清聴、ありがとうございました。

(了)